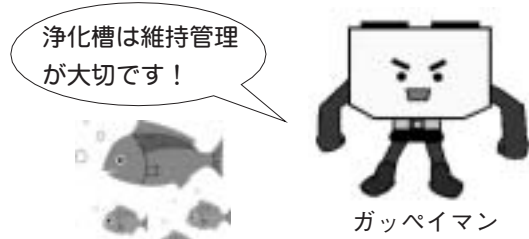


～10月1日は「浄化槽の日」～ 「浄化槽で生まれ変わる水 生まれ変わる町」

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。微生物が活躍しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的に行うことが義務づけられています。



合併浄化槽設置のための支援制度があります

公共下水道事業及び農業集落排水事業の認可区域以外の地域において、合併浄化槽を設置する場合、その設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。詳しい内容については、お問い合わせください。
また、震災で合併浄化槽の入れ替えが必要な方は、ご相談ください。

維持管理は専門業者と委託契約を結びましょう

あらかじめ専門業者等と委託契約を結んでおけば、保守点検や清掃を定期的に行ってもらえるので面倒なことはありません。

保守点検は県知事の登録を受けた浄化槽管理士のいる業者に委託してください

主な点検内容は、浄化槽が正しく稼働しているか、機器の調整、修理、消毒剤の補給や汚泥の蓄積状況の確認などです。

清掃は市町村長の許可を受けた業者に委託してください

浄化槽は適正に使用していても、1年程度経過すると微生物が汚泥となって溜まります。汚泥が溜まりすぎると機能に支障をきたし、水質の低下や悪臭の原因となりますので、年1回の清掃が必要になります。

公益社団法人福島県浄化槽協会（指定検査機関）の法定検査を受けてください

浄化槽管理者（使用者）は、保守点検、清掃とは別に浄化槽法の規定に基づき、設置後使用開始3か月経過後～5か月の間とその翌年から年1回の受検が義務づけられています。

☎ 上下水道課 事業係 ☎（44）5152

お知らせ 検定満期の「水道メーター」交換

水道メーターは、計量法によって8年（検定満期）以内の交換が義務づけられています。上下水道課では、下記の対象メーターを期限前に新しいメーターと交換しますので、交換作業にご協力をお願いします。

●交換対象メーター

平成26年10月までの期限のもので、写真のようにシールで表示しています。
（シール内表示 H26年10月）

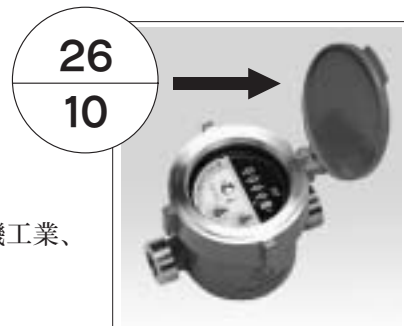
●交換時期

10月10日（金）～10月24日（金）
※立ち会いは必要ありません。留守の場合でも交換させていただきますので、あらかじめご了承ください。

●交換費用 無料

●交換業者

伊勢野商店、薄葉電機商会(株)、岡田設備、スズヨシ設備、成光興業、高橋電機工業、円谷建業(株)、(有)根本設備工業、福田設備、吉田設備、(有)渡邊電機



☎ 上下水道課 業務係 ☎（44）5152

平成26年産米の「全袋検査」の実施について

福島県産米の信頼回復のため、昨年に引き続き、今年も全ての米について放射性物質検査を実施しています。

○検査対象米

今年収穫される全ての米（販売流通米、自宅で食べる米、親戚や知り合いに譲る米、くず米）

○町内検査実施場所

	事業所名	住所	電話番号
1	J A東西しらかわ西部営農センター	八幡町643	42-4142
2	J A白河三神支所	白山836	45-2111
3	(有)中央商事	沢尻105-2	45-2306
4	(有)内山商店	一本木480	42-2802



⚠ 重要 米作付け農家の皆様へお願い
町から郵送されましたバーコードラベルは、米を袋に入れる前に貼ってください。
※1：昨年のバーコードラベルは使用できませんのでご注意ください。
※2：バーコードラベルが足りなくなった場合、またはバーコードラベルが届いていない場合は、必ず役場産業振興課までご連絡ください。

※詳しくは、お問い合わせください。

☎ 産業振興課 農政係 ☎（42）2115

矢吹町内農産物等の放射性物質検査結果のお知らせ

矢吹町放射能測定センターで測定しました町内農産物と井戸水の放射性物質の検査結果は、次のとおりです。

測定は予約制となっていますので、事前に申し込みをしてください。(電話29-8741)なお、測定できるものは一般流通物を除く、農産物・井戸水・農業用培土等で、測定には1kg、きのこに限り500gからの検体が必要です。

食品衛生法に規定する基準値	セシウム 134, 137 合計値	区分	平成24年4月～
		飲料水	10ベクレル
		一般食品	100ベクレル

今月の検査で、検出限界値を超える農産物等はありませんでした。(検査日：平成26年8月5日～9月3日 総数：24件)

【野菜】エダマメ・カボチャ・ゴーヤ・ジャガイモ・ショウガ・トウガラシ・トマト・ナス・ニンジン・ピーマン・ヒメトウガン・ミョウガ 【果樹】ブルーベリー 【穀類】トウモロコシ・ハクマイ 【その他】井戸水

☎ 産業振興課 農政係 ☎（42）2115

野生きのこの採取・出荷等について

野生きのこのシーズンを迎えています。

福島県では、平成23年度から、野生きのこの放射線モニタリング検査を行っていますが、複数の市町村から国の基準値（100ベクレル）を超える放射性セシウムが検出されている状況です。

下記市町村で採られた野生きのこを食べたり、出荷をすることが制限されていますので、取扱いに十分注意してください。

【摂取及び出荷が制限されている市町村】
摂取及び出荷：いわき市、南相馬市及び棚倉町 **3市町村**
出荷：中通り（29市町村）浜通り（13市町村）の全市町村
 会津（11市町村：会津若松市、喜多方市、猪苗代町、会津坂下町、磐梯町、北塩原村、昭和村、会津美里町、下郷町、只見町、西会津町） **合計52市町村**

- 矢吹町では、「放射能測定センター」を設置し、常時（平日：午前9時～正午、午後1時～5時）放射能検査を行っていますので、検査確認の上、食べていただきますようお願いいたします。
- また、食中毒防止のため、疑わしい、知らないきのこは採取をしない、絶対に食べないでください。判断に迷う場合は、野生きのこ等に関する専門家研究機関等にお問い合わせください。
- 検査は予約制（☎29-8741）です。なお、検査結果は広報、町のホームページや新聞（県で実施した検査結果）などで公開されていますので、ご確認ください。

☎ 産業振興課 農政係 ☎（42）2115

福島県県南農林事務所 森林林業部林業課 ☎0247（33）2121

